

参議院社会労働委員会會議録第三十二号

昭和三十年七月二十六日(火曜日)午前
十時二十九分開会

委員の異動

本日委員西岡ハル君辞任につき、その
補欠として加藤武徳君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。

委員長

小林 英三君

理事

加藤 武徳君

常岡 一郎君

山下 義信君

委員

柳原 亨君

高野 一夫君

谷口 弥三郎君

松岡 平市君

横山 フク君

高良 とみ君

田村 文吉君

森田 義衛君

阿具根 登君

山本 経勝君

吉田 法晴君

相馬 助治君

有馬 英二君

寺本 廣作君

長谷部 ひろ君

衆議院議員

早川 崇君

八木 一男君

山下 春江君

大石 武一君

國務大臣

厚生大臣

労働大臣

政府委員

労働政務次官

労働省労働
基準局長

事務局側

常任委員

会専門員

川崎 秀二君

西田 隆男君

高瀬 傳君

富樫 總二君

多田 仁己君

仁己君

本日の会議に付した案件

○戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部
を改正する法律案(山下義信君外一
名発議)

○社会福祉事業等の施設に関する措置
法案(小林英三君外五名発議)

○寛政、刑取締法の一部を改正する法
律案(衆議院提出)

○未帰還者留守家族等援護法の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

○日雇労働者健康保険法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理容師美容師法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部
を改正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

○失業保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○労働者災害補償保険法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○医師法、歯科医師法及び薬事法の一
部を改正する法律の一部を改正する
法律案(衆議院提出)

○けい肺及び外傷性せき難障害に關す
る特別保護法案(内閣提出、衆議院
送付)

○理事補欠選任の件

○委員長(小林英三君) それではこれ
より委員会を開きます。

本日は、戦傷病者戦没者遺族等援護
法の一部を改正する法律案、(参第九
号)社会福祉事業等の施設に関する措
置法案、寛政、刑取締法の一部を改正す
る法律案、未帰還者留守家族等援護法
の一部を改正する法律案、日雇労働者
健康保険法の一部を改正する法律案、
理容師美容師法の一部を改正する法律
案、戦傷病者戦没者遺族等援護法の
一部を改正する法律案、開法第七〇号
失業保険法の一部を改正する法律案、
労働者災害補償保険法の一部を改正す
る法律案、医師法、歯科医師法及び薬
事法の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案、以上十議案を一括議題
といたします。

発議者、提案者から提案理由の説明
を願います。まず、戦傷病者戦没者遺
族援護法の一部を改正する法律案につ
きまして、発議者参議院議員山下義信
君にお願いたします。

○山下義信君 ただいま議題とされま
した戦傷病者戦没者遺族等援護法の一
部を改正する法律案について、提案理
由を御説明申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法が昭和
二十七年に実施されましたから三年余
を経まして、遺族等に対する援護の実

績は多大の効果をあげていることは御
承知の通りであります。現行法のま
までは、国家補償の公平かつ完全な実
施にはまだ不十分な点が多々ありま
すため、今回恩給法の改正による戦没
者遺族の公務扶助料の引き上げと相
待って、以下に述べますような点につ
いて根本的かつ合理的な改正を行い、
援護措置の拡充強化をはかるうとする
ものであります。

改正点につきましては、最初に全般に
共通した点について申し上げますと、
第一に、援護対象を拡大して、日華事
変中における事変地勤務の軍属に対し
ても援護措置を行うこととしたこと、
第二に、軍人軍属等を通じて、戦
地において生じた傷病によって死亡し
た場合については、その傷病が公務上
のものか否かの判定が困難である実情
にかんがみ、援護審査会の議決による
公務死の推定規定を設けたこととあり
ます。

次に、遺族年金に関する改正点につ
いて申し上げますと、第一に、年金受
給対象を大幅に拡大し、従前甲慰金の
みの受給権しかなかった旧国家総動員
法に基く被徴用者、総動員業務の協力
者、軍の要請による戦闘参加者の遺族
が遺族年金を受給できることとする
とともに、軍の要請によつてその作戦行
動に關連する業務に従事した現地の企
業会社等の従業員及び軍病院勤務の看護婦等の中戦没者についても、その職務内容が軍人軍属と区別すべき理由がないので、同様にその遺族について

遺族年金の受給権を認めることにいた
しました。第二に、遺族年金の受給資格
についても、特別の措置をとり、受給
権の発生について全然周知し得ない日
時において、婚姻または養子縁組によ
つて年金資格を失った遺族が、その
後離婚又は離縁している場合は、他の
理由によつて失権しない限り、改正法
の施行後において年金の受給資格を認
めることにいたしました。第三に、遺
族年金の額を引き上げたことでありま
す。これは別途提案されております恩
給の一部改正による旧軍人の公務扶
助料の増額と相俟つて、先順位者の年
金額を三万八千三百五十円に引き上げ
るものであります。

次に、甲慰金に関する改正点につ
きましては、第一に、甲慰金の受給対象
を拡大し、前述の軍の要請によつて軍
の作戦行動に關連する業務に従事した
者、軍病院勤務の看護婦等の戦没者に
対しても、その遺族に受給権を認める
こととしたこと、及び事変地、戦地勤
務の軍属について、死亡原因が直接公
務によらないときでも関連傷病である
場合には、公務によるものと同等の取
扱いをして甲慰金を支給することとし
たことであります。第二に、甲慰金の受
給資格について、その遺族の範囲を拡
大し、戦没者の祭祀を主宰している親
族を新たに加えたことであります。第
三に、甲慰金については、従来軍人軍
属以外で軍属とみなされて取り扱われ
てきた者については、その額が三万円
であったのを、今回一律に五万円に増

額して、その差別を撤廃したことであります。

最後に附加して、終戦時に責任を負つて自決した軍人軍属についても戦没者と同様の取扱ひをして、遺族年金及び弔慰金を支給することにいたしました。

以上が改正法律案の主要な内容及びその提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上御採択に相なるようお願い申し上げます。

○委員長(小林英三君) 次は、社会福祉事業等の施設に関する措置法案につきまして、發議者参議院議員常岡一郎君にお願ひいたします。

○常岡一郎君 ただいま提案になりました社会福祉事業等の施設に関する措置法案につきまして提案の理由を申し上げます。

社会福祉事業を經營する社会福祉法人につきましては、現行法制上、都道府県知事または市町村長からの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、その委託を拒み得ないこととなつてゐるのであります。わが國におきましては、都道府県知事又は市町村長の委託に基きましてその事業を經營する社会福祉法人が少くないのであります。これらのは、もとより、所定の委託費を交付されてゐるのであります。施設に要する経費につきましても、交付されてゐない実情であります。このゆゑに、委託を受けて事業遂行に當る社会福祉法人は、過當の負担を招き、ひいては、その事業の健全な發達を阻害する原因ともなつてゐるのであります。このことは立法的に解決を要すると思ふのであります。

右の關係は、刑の執行を終つた者等に対しして、國がさらに罪を犯す危険を防止するために諸種の保護を行う更生保護の事業につきましても同様であります。國の委託に基きまして更生保護會が更生保護の事業を行つてゐる場合があるものであります。この場合におきましても、施設に要する経費につきましても、その負担關係の適正化につきましても考慮する必要があるものであります。

以上のような事情にかんがみまして、ここに、社会福祉法人、更生保護會等が、國または地方公共団体から委託を受けて要保護者の收容その他の措置を行つてゐる場合におきましては、國有財産の無償貸付を受け得る道を開くようにいたさうというのが本法案の主たるねらいであります。

次に、その要旨を御説明いたします。國が國有財産たる普通財産を無償で貸付し得る場合は、主として次の三つの場合であります。第一は、社会福祉法人が、生活保護法に基きまして都道府県知事又は市町村長の委託を受けて行つ保護、すなわち、生活扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助等の保護の用に約八割以上を充てる施設として用ゐる場合であります。第二は、社会福祉法人が、児童福祉法に基きまして、都道府県知事又は市町村長の委託を受けて行つ助産施設、母子寮、保育所、乳児院、養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、教護院等への入所の措置のために約八割以上を充てる施設として用ゐる場合であります。第三は、更生保護會が、國の委託を受けて行つ更生保護の事業のために約八割以上

を充てる施設として用ゐる場合であります。なお、地方公共団体につきましても、社会福祉法人または更生保護會におけると同様、社会福祉事業及び更生保護の事業を行うこと等を考慮して、地方公共団体に對ししても、貸付の対象とするものといたしました。

次は、貸付を受けた者に対する監督に關して規定を設けたことであります。國有財産を一定の目的に供するため無償で貸し付けます以上は、國は、当該財産の使用状況に關して監督権を有すべきでありますことは當然でありますので、地方公共団体に對する使用法に關する変更権を規定しました。たはか、社会福祉法人及び更生保護會に對する貸付におきまする場合には、國は、事業状況、予算、人事等につきまして一定の監督権を有することといたしました。

さらに、國の行つ監督の措置に従わなかつた場合におきましては、当該財産の所管大臣は、その貸付契約を解除し得ることといたしました。この場合におきましては、当該解除処分が、被処分者にとりまして不利益処分でありまうので、当該財産の所管大臣の専決処分としないうで、あらかじめ、厚生大臣または法務大臣の意見を聞かねばならないこととし、また、被処分者に対し、あらかじめ、弁明の機会を得せしめることとして、当該処分の慎重を期し、不当にその利益を侵害することがないよう留意いたしました。

以上が、本法律案の内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられるよう希望するものであります。

○委員長(小林英三君) 次は、覚せい剤取締法の一部を改正する法律案につきまして、提出者衆議院議員早川崇君より提案理由の説明を願ひます。

○衆議院議員(早川崇君) お手元に配布しております覚せい剤取締法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

七月十九日に衆議院を通過いたしました當院に御審議を願うことになりました本改正法律案の内容は以下の通りでございます。

戦後急激に乱用されるようになりまして覚せい剤に對しまして、昭和二十六年本院の議員提案として覚せい剤取締法が制定され、これにより多大の成果が認められて、一般人の乱用が減少いたしましたことは、まことに喜ばしいことでございまして、しかしながら昭和二十八年ごろから密造による覚せい剤が不良仲間などに乱用される傾向が増大し、覚せい剤の慢性中毒による凶悪暴行犯罪、ことに殺人、傷害の事件が数多く発生して、憂慮にたえないものがありまして、これに對しまして、昨年六月御方御尽力により参議院から、罰則の強化を中心とする覚せい剤取締法強化のための一部改正が行われ、取締りの面において著々成果をあげつつあることはまことに欣快に存する次第であります。

大体覚せい剤問題を解決するための対策といたしましては、取締りの強化、啓蒙運動の徹底、中毒者の医療保護の三点に要約することができると存じます。啓蒙運動の徹底という点につきましては、本年度の予算に約六百万円が計上されておりましたのを、さらに、民主、自由両党の共同修正により一

千万円を増額し、その徹底をはかった次第であります。

また、中毒者の医療保護も、昨年精神衛生法の改正により対策に必要な法的根拠を持つに至り、本年度の予算においても約一億二千万円の病床設置の措置が講じられたのであります。

取締りの強化につきましては、昨年六月の當委員會の改正と取締り當局の懸命の努力によりまして多大の成果をおさめつつあるものであります。私の和歌山県の方におきましても、その後一カ月三件、四件という覚せい剤中毒に關連する殺人事件が起つてゐる事情でございます。この事情から見てもこれら事態に對するため、今回さらに罰則及び原料の取締りにまで及ぶ改正を行わんとするものであります。

政府當局としても、内閣に覺せい剤問題対策推進中央本部を、同じく各都道府県に地方本部を設置して、これらの対策の徹底を期してゐるのとこととありますが、さらにその措置を効果あるしめるためにも、また、國民運動として覺せい剤禍を撲滅するためにも今回の改正は有意義なものと思ふ次第であります。

改正の第一点は罰則の強化であります。覚せい剤の乱用が國民に及ぼす弊害はヘロインその他の麻薬を凌駕するものがあると思へられます。今かりに麻薬取締法と覺せい剤取締法の罰則を比較いたしますと、覚せい剤の密造、密売等の違反は、ヘロインのそれと比較して低くばかりでなく、ヘロイン以外に對する刑罰が低くなつてゐる実情にあるのであります。これを少くとも當利、常習の違反は、麻薬と同

程度に改めようという趣旨から、常習者に対しては一年以上十年以下の懲役に処するか、情状によりましては一年以上十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処するよう改正しようというものであります。出入国管理令の規定によりまして一年以上の実刑を科せられたものについては、強制退去の事由とすることができるようになつておられますことから、短期を一年にいたしましたことにより、従来覚せい剤の密造者には第三国人が多いと言われている事例にも十分対処し得るものと考へております。

前回の改正から約一年にして、再び罰則を改正するという点につきましては、若干考慮すべき要素を含んでおりますが、考へられませんが、早急に覚せい剤の撲滅、中国において見られたアヘン禍のごとき現象をわが国において再現しないためにも、この程度の罰則の改正はぜひ必要であると考えた次第であります。

次に、改正の第二点は覚せい剤原料の取締りについてであります。覚せい剤の密造、特に原末の密造検査は取締りのうちでも最も困難なものであります。しかるに、現行法におきましては、医薬品であるエフェドリン、メチルエフェドリンについて薬事法により若干の規制が行われているのは、他の覚せい剤の原料となるものにつきましては全く規制されておらない実情にあります。

覚せい剤の原料となるものは、いろいろあるわけですが、昭和十九年末までに検査された密造事犯はエフェドリンから出たものが十五件、フェニル酢酸等から出たものが

たものが十一件でありまして、理論的にはこれ以外の方法もあるようでありますが、これらの方法より一そう困難を伴うようになり、現実的にもこれらの規制により多大の効果を期待し得るかと考へられますので、今回はまずこれ以後の物資について規制することとし、以後事態の推移に応じて若干の補正を行つて得るよう政令をもって指定し得る道を開いておきます。

覚せい剤原料を製造し、販売し、使用し、または研究しようとする者につきましては、厚生大臣または都道府県知事の指定を要することとしたしました。しかし、要は、覚せい剤の密造を絶滅することが目的でありますので、正規の業者に対する制約をできるだけ少なくするよう措置し、特に医薬品製造業者がその業務のため製造する場合、医薬品販売業者がその業務のため医薬品である覚せい剤原料を医薬関係者に販売する場合、薬局で調剤する場合、医師等が施用する場合などは従来と変らないよう措置いたしております。一般私人につきましては、医師等が施用のため交付する場合、医師等の処方せんに基づき調剤されたものを薬局から譲り受ける場合のほかは禁止しているものであります。もっぱら原料が覚せい剤の密造者に渡らないよう措置いたした次第であります。

これらの措置によりまして、関係の業者には若干の不便はあると思ひますが、覚せい剤の撲滅に協力していただく意味において了解願えればと考へるものであります。また医療の面におきましては、従来とほとんど変わりありませんし、實際上医療に使われるもののは大半は錠剤や注射薬でありまして、

これらは改正後におきましても法の対象とはならないのであります。

以上が法改正の要点であります。

現在覚せい剤の密造使用者は五十万に及ぶといふと、これは改正されて、取締りが一層強化されます。遠くから覚せい剤中毒者を減少させることが出来るものと確信する次第であります。

以上簡単であります。各党共同で提案されました覚せい剤取締法の一部を改正する法律案の提案者の一人といひまして、提案の理由を御説明申し上げます。本委員会は覚せい剤取締法の立法を行つたことでもございまして、覚せい剤問題に関する事情は十分御承知のことと存じますので、何とぞ慎重御審議のうえ、原案通り御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(小林英三君) 次は、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案につきまして、川崎厚生大臣、それから衆議院修正点につきまして、衆議院議員山下春江君より御願いたします。

○国務大臣(川崎秀二君) ただいま議事となりまして未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

改正の第一点は、留守家族手当の月額を本年十月分より二千三百五十五円に増額することでありまして、すなわち、従来より未帰還者の留守家族に毎月支給しております留守家族手当の年額と、戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定に基く先順位者たる遺族に支給する遺族年金の額とは、留守家族と遺族とに対する処遇の均衡をはかる意味から

しまして、同額を支給することとなつて今日に及んでおりますので、今回、遺族年金の額が本年十月一日より二万八千二百六十五円に引き上げられることに伴ひまして、留守家族手当についても同様に月額五十五円の増額を行うことにいたす次第であります。

改正の第二点は、帰還患者に対する療養の給付期間を三年間延長することでありまして、すなわち、未帰還者留守家族等援護法の施行前に帰還した方々で、旧未帰還者給付法または旧特別未帰還者給付法により、国が療養の給付を行なつて参りましたものにつきましては、未帰還者留守家族等援護法の制定後は、この法律によりまして、引き続き療養の給付を行なつて今日に及んで七十年間の療養の給付期間が、本年十二月二十八日をもって満了することとなりましたので、政府といたしましては、その期間満了後の措置につきまして種々研究いたしました結果、今回、療養の給付期間を、さらに、三年間延長することが適当であると考えられますので、このように措置する次第であります。

以上提案理由につきまして御説明申し上げましたが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決あらんことを切望する次第であります。

○委員長(小林英三君) それでは修正点につきまして山下衆議院議員に御願いたします。

○衆議院議員(山下春江君) ただいま厚生大臣から政府原案についての御説明がございましたが、私はその政府の改正案の一部を修正いたしましたその修正点について提案の理由を御説明申し上げます。

修正の第一点は、留守家族手当の月額を本年十月分から明年六月分までは二千五百八十三円に、明年七月以後の分は二千九百三十七円に増額することでありまして、従来より未帰還者の留守家族に毎月支給しております留守家族手当の年額と戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定に基く先順位者たる遺族に支給する遺族年金の額とは、留守家族と遺族とに対する処遇の均衡をはかる意味からしまして、同額を支給することとなつて今日に及んでおりますので、今国会に政府より提出されております戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案に対し修正案が提出され、同修正案において遺族年金の額が本年十月分から明年六月分までは三万一千五百円、明年七月以後の分は三万五千二百四十五円に増額されることとなつて参ります。

留守家族手当について同様に月額を本年十月分から明年六月分までは二百八十三円、明年七月以後の分は六百三十七円、引き上げることとした次第であります。

修正の第二点は、未帰還者が帰還した場合または未帰還者の死亡の事実が判明した場合において手当の支給を打ち切ることなく、未帰還者が帰還した場合またはその帰還した日の属する月の翌月以後三ヶ月間未帰還者の死亡の事実が判明した場合またはその死亡の事実が判明した日の属する月の翌月以後六ヶ月間、それぞれ留守家族手当または特別手当の額に相当する額の手当を支給するようにしたことでありまして、現行法におきましては、未帰還者が帰還した日の属する月または未帰還者の死亡の

びに開設者の従業者に対する業務管理が必要とせられるに至りましたので、現行法を整備して理容、美容業の適正な運営を期するため本法を提案いたしました次第でありまして、改正のおもな点は次のとおりであります。

第一点は、理容所、美容所の開設者がその施設を使用するに際しては、事前に都道府県知事の検査を受け、その確認を得なければならぬこととしたことであります。

従来、理容所、美容所を開設してこれを使用しようとする者は、単に都道府県知事に届け出るだけで行なってきたのでありますが、このような届出のみによつてはこれらの施設について十分な衛生措置を確保することが困難でありましたので、使用前に検査を行い、もつて施設における衛生措置の強化を期しようとするものであります。

第二点は、理容所、美容所の開設者に対し、当該施設内で行う理容、美容の業務について適正な管理を行わせるようにするとともに、その責任を明らかにするようとしたことであります。

現行法は、個々の業務を行う理容師、美容師に対してのみ衛生上の規制を行い、施設の開設者に対しては何ら業務に関する措置を考慮していませんが、これらの従業者に対する適正な業務管理を開設者に行わせることが特に必要となつて参つたのであります。よつて、開設者が当該施設内で無免許者もしくは業務停止を受けている者に業務を行わせた場合は当該施設内で業務を行う者が法定の措置を講じなかつた場合に、その施設の閉鎖を命ずることができるよういたしました。

公衆衛生上の措置の確保を図る

こととした次第であります。

第三点は、都道府県知事が免許取り消し、業務停止または閉鎖命令の行政処分をするに当つては、その処分を受ける者に弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えることとしたことであります。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

○委員長(小林英三君) 次は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案につきまして川崎厚生大臣から提案の理由の説明をお願いいたします。

○國務大臣(川崎秀二君) ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の提案理由について御説明申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法が昭和二十七年四月一日より実施され、自來各方面の御協力のもとに二百九万件をこえる裁定を行い、それぞれ援護の措置が及びましたことは、まことに喜ばしいことと存じております。

今回、援護の措置をさらに強化するため、この法律の一部を改正することにしたが、ここに、その概要につき御説明をいたします。

改正の第一は、先順位者の遺族年金額を、本国会に別途提案されております恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律による旧軍人の公務扶助料の増額に对应して、二万八千二百六十五円に引き上げたことであります。

第二は、遺族年金または恩給法による公務扶助料は、戦没者が公務上の傷病により死亡した場合において支給されるのでありますが、太平洋戦争中の戦地で受傷罹病し、これに死亡した軍人につきましては、太平洋戦争の特殊事情、特に戦争末期における戦地の特殊事情によりまして、果してその傷病が公務によるものであるかいかの判定に相当の困難を感じるものもあり、また、軍人の戦地において生じた傷病は、その勤務の特殊事情から、そのほとんどが公務上の傷病と取り扱うのが妥当であると考えられますので、これらの者が戦地勤務中死亡した場合または戦地の勤務を離れてから原則として一年以内に死亡した場合におきましては、公務以外の事由で死亡したことが明らかであるものを除き、援護審査会の議決により、公務上死亡したものと取り扱うことと致しております。

第三は、現在甲慰金を支給する遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹に限られておりますが、甲慰金支給の趣旨にかんがみ、これらの遺族がないときは、他の三親等内の親族で、戦没者と生計関係を有していたものにも支給し得るよういたしましたのであります。

第四は、軍人恩給が停止された日、すなわち、昭和二十一年二月一日以後に遺族以外の者の養子となつたもので遺族援護法公布の日、すなわち、昭和二十七年四月三十日以前に縁組を解消したものにつきましては、右の期間における縁組をもつて年金の失格あるいは失権の事由とするのは必ずしも適当でないと考え、この改正法の施行後は、遺族年金を支給しようとするものであります。

第五は、いわゆる雇用人等の軍属につきましては、従来昭和十六年十二月八日以後における戦地勤務のもののみについて、本法を適用してありますが、日華事変中事変地で勤務していたものも本法の対象に加え、それぞれの規定に従ひ、障害年金、障害一時金または遺族年金を支給することとしたのであります。

第六は、軍人につきましては、死亡の原因が公務によるものでない場合におきまして、事変又は戦争の勤務に關連する傷病によるものでありますときは、遺族に対し、甲慰金を支給することになつてゐるのでありますが、太平洋戦争における戦地勤務の軍属につきましては、軍人の場合と同様、甲慰金を支給する措置を講じました。

第七、太平洋戦争の終結に際しまして、いわゆる至親な愛國の至情の発露として戦敵の責を痛感して自決した者が相当ありますが、当時、これらの者の置かれた立場等を考えますと、その事情まことに拘すべきものがありますので、援護審査会において、公務死したものと同視すべきものと議決したときは、その遺族に対し、遺族年金及び甲慰金を支給することにいたしましたのであります。

以上が今次改正の概要であります。が、そのほか、これらの措置に伴う所要の調整もあわせて行なつたのであります。

以上提案理由につきまして御説明いたしました。が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを初望する次第であります。

なお、本法原案に対しては衆議院におきましては一部修正をいたされまして、これについては修正案提出者より御説明申し上げることになつてゐるのであります。

○委員長(小林英三君) 本案に対しする修正点につきまして、衆議院議員山下春江君から修正点について、御説明を願ひます。

○衆議院議員(山下春江君) ただいま厚生大臣から政府原案についての御説明がございましたが、私はなお若干の修正をいたしました点につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

戦没者遺族、戦傷病者、老齢旧軍人は、過ぐる太平洋戦争の犠牲者中、最も気の毒な人々であります。もちろん第二次大戦の戦火は、程度の差こそあれ、戦闘員、非戦闘員の別なく全國民に何らかの形において打撃を与えておりますが、肉親を戦場に失つた人、完全なる身体機能を喪失した人、生涯の大半を軍務に捧げ尽した人、人、かつての國家權力、公的權力によつて直接戦争の犠牲となつた人々であります。従つて、他の一般戦争犠牲者とは異なつた角度から、國家の補償を受けるべき性質の人々であります。言いかえすれば、これらの人々は國家權力の制約を受け、軍務を遂行して倒れた方々の肉親であります。与えられた任務に服して傷つき、病に冒された人々であります。これらの人々を戦争犠牲者中の犠牲者として、第一義的に取り扱わなければならないゆゑ、ここにあらんとするものであります。

従ひまして、民主國家として再出発した日本がこれらの人々に対してその処遇を厚くすることは、全國民がこう

むつた被害に對し、國として間接的ながら遺憾の意を表する行為にも通じますし、ひいては二百萬戰没者の英靈を慰め奉る精神にもつながるものと信じて疑いません。援護法の制定も、恩給法の一部改正も、私はこの精神を基盤としてなされたものと考えております。

しかし現在行われております援護法並びに恩給法による國家としての補償は、なお多くの点で改正すべき要素を残しております。

その第一点は、戦没者の死亡原因に關する認定基準であります。従来恩給法にいう公務傷病とは、軍の医療設備が完備し、衛生材料の精給も円滑に行われ、軍医官等もそれぞれ専門の部門につき、軍人や軍属が傷を受け、病に冒されても急速にしかも適切な医療処置が講じられるという大きな前提に立つて判定されたように承知しております。しかるに今次の大戦では戦線が広範囲にわたり、戦地の氣候風土も千差万別であり戦闘期間も四年の長きにわたっております。ことに戦争の末期においては、兵站ルートの多くは麻痺し、衛生材料は欠乏し、専門医官が不足し、適切な医療処置が講ぜられた戦域はごくまれであつたと断言できません。これに加うるに、動員兵力が増大するにつれ、本来ならば過激な軍務、ことに強靱なる体力を必要とする戦闘勤務にはとうてい応じられないようないわゆる弱兵まで多く召集され、第一線に送り出されたのであります。この二つの要素、すなわち従来の恩給法が想定していた戦役規模をはるかにこえた戦闘形態と大量動員された水準以下の虚弱者との二つを背景に國家補償のあり方を考えますとき、恩給法上の公

務傷病もそれを起点とした援護法上の公務傷病もその認定基準において太平洋戦争の実態にそぐわない点が多々あると思います。以上が修正を要する第一点であります。

次は、戦没者の身分についてであります。現在援護法におきましては、旧国家総動員法に基いて徴用され、または総動員等軍務に協力させられた者及び旧陸海軍の要請に基いて戦闘に参加、協力して死没した方々の遺族に弔慰金三万円を支給することになっておりますが、法的にこれらの範疇に入れられる戦没者の実態をいかに検討いたしますとき、三万円の弔慰措置が果して当を得たものであるか、どうか疑いの念を禁じ得ません。一、二の例をあげますと、沖縄の戦闘では数千の青少年学徒があるいは勲皇鉄血隊員とし、あるいは通信隊員とし、あるいは看護婦として戦死しております。また旧満州国の開拓任務を帯びて大陸に渡つた人々の中に、開拓少年義勇隊と申す開拓訓練隊がありましたが、終戦時約二万二千五百を数えたこれらの少年義勇隊員中三千余名が悲壮な最期をよぎっております。さらに全員玉碎のサイパンでは、いたいけな小学生が通信隊の連絡要員となつて熾烈な十字砲火の中をかけ任務を遂行し、あたら春秋に富む若い命を南海の島々に失つております。さらにまた旧国家総動員法に基く学徒協力令により軍の直轄工場、影督工場等には多くの青少年学徒が動員され、勤務中空襲等により死没しております。その数はいまだ正確には把握しておりませんが、すでに弔慰金三万円の裁定を行なつた件数だけでも二千四、五百件と推定される多くの青少年

が動員され少からざる戦没者を出していると考えられますが、これらの戦没者、青少年に対する補償措置は決して満足すべき段階に達しておりません。甲府金三万円の当否はしばらくおくといたしまして、まず考へべきは彼らの身分をどう扱うかという問題であります。

勇隊員にする、学徒協力令による動員学徒にしろ、彼らの服した勤務の内容、身分上の拘束度等は援護法にいう有給軍属とは差別のつけられない場合が多かったと考えられます。私は彼らの身分を直ちに有給軍属のワケ内もしくは正規軍人の資格内に引き入れよと申すものではありませんが、彼らの純粹な愛国民と洋々たる前途を軍務に捧げた事実とをあわせ考えるとき、再度國家補償の出発点に立ち帰り、彼らに身分に再検討を加え、その基底に立つて彼らへの補償を立て直すべきだと信ずるものであります。身分上の取扱ひについて次に考へべきは、いわゆる無給軍属の処置であります。彼らの多くはその勤務内容において、全く戦地勤務が民間企業体であったため、戦闘行為に倒れたにもかかわらず、法の対象外に置かれております。南方の軍報道業、に従事した報道班員、南方進出企業員等がそれでありませう。その他有給軍属以外の職務協力者で、身分の取扱ひ上再考を要すべき者が少くありません。以上が修正を要する第二点であります。

次は、法にいう戦地規定の適否についてであります。およそ戦地という概念は、その反対概念として内地もしくは

従来の恩給法並びにそれを基盤としたたき援護法は、このように画然と区別できず、うものを持つてゐるはずであります。

る二つの地域を想定し、その二つを戦地として補償体系を立てたものと考えられます。こうした地域別による補償の差は、日清戦争、日露戦争、第一次大戦、日支事変、太平洋戦争の初期においてはは一応の妥当性を有してはおりましたが、太平洋戦争中期以後、特にサイパン陥落後の戦局におきましては、戦地、非戦地の別を定める区分基準は非常にあいまいになったと断言できます。内地は敵機のじゅうりんにゆだねられました。日本本土沿岸海域にも戦雲が立ちこめました。このような戦局下にあつては戦地、非戦地の別による条件差はきわめて接近したと申さねばなりません。たとえ百歩を譲つて、戦地という概念の中には内地を離れたという精神的重圧、海を隔てて肉親と相離れているという感情的な苦痛が含まれているとする一部の主張を容認したといたしましても、それなら戦争末期の台湾や朝鮮を何ゆえに戦地としないかとの疑問がわいて参ります。今次の大戦におきましては、すべての日本人が戦火に見舞われ、すべての同胞が物心両面において大きな打撃を受けました。激闘の繰り広げられた戦域も、北はアリコーシャン、南は臺州、東はハワイ、西はインドまで及んでおります。従いまして現行援護法に規定された戦地には根本的に改正のメスを加える必要があると考えられます。私はこの際法に定められた戦地規定は原則としてこれを削除し、国家権力が個人に

修正を要する第三点であります。

最後は、戦没者遺族の範囲についてであります。現行援護法は大体において新民法を基礎に遺族の範囲を定めてはおりますが、なお実情に即さない点が多くありません。一例をあげますと、再婚関係に入った戦没者の妻には遺族年金の受給権が認められておりませんが、これらの女性は夫を戦野に失い、国家のあらゆる処遇を停止され、戦後の混乱期にはより出された気の毒な方々であります。彼女らの多くは再婚関係に入らない限り人間としての生きる権利すら放棄しなければならぬ状態に追い込まれたのであります。かつてもてはやされた婿國の妻という誇りを捨て、あえて再婚するまでには筆舌に尽しがたい辛酸をなめた名にすぎます。もし國家が國家の名において補償を繼續し憲法に規定する文化生活を彼女らに保障していたらば、あえて年金受給権を失う行動はとらなかつたと断言できます。私は再婚関係に入り、現在において不足ない生活を営む方々にも年金を与えよと申すものではありませんが、少くとも一定期間内に再婚解消した未亡人には当然國としての補償をなすべきだと主張するものであります。現に恩給法においては、昭和二十八年度の改正により、戦没者の父母は氏を改めない限り配偶者を迎えたが失権しないとの規定を設けました。これは戦没者の妻であり、あれは戦没者の父母であるとの違いはありませんが、もし再婚という男女関係をもつ

て受給権喪失の動かしがたい理由とい
たしませんが、このような恩給法上
の改正は不可能だったはずでありま
す。女ならぬゆえに、妻なるがゆえに彼
女らに課せられた資格規定は、旧民法
時代の家の制度と、夫を国家に捧げた
場合は国家が十分なる補償を行うとい
う前提に立っていたものと考えられま
す。敗戦はこの制度を崩壊せしめ、こ
の補償を中断いたしました。その間こ
うむった損失と打撃については、国と
して何らの責任もとらず、ひとりか弱
い戦争未亡人へのみその責任を追及す
るのは道義の名においても許せない措
置だと申さなければなりません。その
他未認知の子、事実上養親子と同一関
係にあった親または子についても補償
の道を開くべきであります。憲法改正
による家族制度の廃止、終戦後の社会
事情、経済事情、戦後七年にわたる国
家補償の一切の停止、これらの諸条件
を考えあわせ、法に定める遺族の範囲
はさらに拡大すべき要があると考えら
れます。これが修正をいたしたい第四
点であります。

以上公務の認定基準、公務員の身
分、戦地、非戦地の別、遺族の範囲に
関し修正すべき論拠を述べましたが、
国家財政の現状を勘案いたしますと
き、補償の実施に当っては、なお少から
ざる制約もやむを得ないと考えられま
す。しかしながら、技術的な面から諸
種の制約を加える以前に、私たちとし
て深く考へべきは、今次の大戦は旧来
の恩給法等が想定していた戦域、戦闘
態形の限界をはるかにこえていたこ
と、国民総ぐるみの抗戦が展開された
こと、長期にわたる戦闘の後、無惨な
敗北を喫したこと、そして軍人軍属及

びその遺族に対しほとんど全面的に補
償が停止され、しかもその期間が七年
の長きにわたったこと等でありま
す。これらは私たち日本人としてはかつて
経験しなかった大きな悲劇であり、そ
の処理には国力のすべてを傾けるべき
性質のものであります。従いまして、
その第一条件に、「国家補償の精神に基
き、軍属であった者又はこれらの者の
遺族を援護することを目的とする。」と
うたつたある援護法におきましては、
従来の補償技術にとらわれることなく、
自由にして実情に即したおらかな精
神に立ち、少くとも歴史に悔いを残さ
ない心がまえをもって、以上申しまし
た四点につき抜本的な改善を加うべき
であるうと信じます。しかも補償に要
する経費はここ二、三年のうちに激
減すべき必然性を有しております。か
ら、国に殉ずるとはいかなるものであ
り、これに報いる国家の補償とはいか
なるのであるかを全国民に認識せし
め、もって国家再建の精神的基盤を確
立するのことも一、二年の間にかけ
ております。

これらの諸点を背景に、以下援護法
に対する修正案の各項について御説明
を申し上げます。その第一点は、公
務扶助料の増額に伴い援護法の適用を
受ける遺族に対する年金を三万五千二
百四十五円に増額いたしましたことと
あります。ただし、昭和三十年十月分
から昭和三十一年六月分までは三万一千五
円といたしました。

第二の点は、公務死の範囲の拡大で
あります。軍人及び準軍人について
は、故意または重大な過失によつて負
傷し、または疾病にかかったことが明
らかでないときは、公務による負傷ま
たは疾病とみなすこと。ただし、勅令
第六十八号による恩給停止以前にす
でに恩給権の認定を受けた者について
は援護審査会の議決を必要とした点
であります。

第二の二号は、軍属については、戦
時災害の要件をはずし、単に公務上の
負傷または疾病のみを要件とするこ
といたしました。

第三の三号は、満州開拓青年義勇隊の隊員
に対する弔慰金の支給であります。満
州開拓青年義勇隊の隊員が、昭和二十
年八月九日以後業務上負傷し、または疾
病にかかりその負傷または疾病が原因
で死亡したときはその遺族に対し、弔
慰金を支給することといたしました。

第四の四号は、養子でなくなった者の遺
族年金の受給権の復活の範囲の拡大で
あります。昭和三十年六月三十日まで
に離縁または縁組の取り消しにより、
養子でなくなった配偶者、子及び孫に
ついて、遺族年金の受給権を与えるこ
とにいたしました。

第五の五号は、戦犯として拘禁中死亡し
た者についての遺族年金、弔慰金の支
給の適正化でございます。奥鴨に拘禁
中死亡した者につきましては、厚生大
臣が公務による負傷または疾病により
死亡したものと同視することを相当と
認めたことを遺族年金及び弔慰金支給
の要件と改正したこととでございます。

以上簡単に申し上げますが、何と
ぞ慎重御審議の上、御採決あらんこと
をお願い申し上げます。

○委員長(小林英三君) 次は、医師法、
歯科医師法及び薬事法の一部を改正す
る法律案につきまして、修正を含めて
提出者大石武一君に提案理由の説明を
お願いたします。

○衆議院議員(大石武一君) ただいま
上程されました医師法、歯科医師法及び
薬事法の一部を改正する法律案の一部を
改正する法律案について、提案の趣旨
並びに法案の内容について御説明申し
上げます。

医療分業につきましては昭和二十六
年総司令部の示唆に基き政府より改正
法案が提案され国会においても慎重審
議の結果、現在あるがごとき改正法の
制定を見たのであります。その後昨年
に至つてこれが施行を一年三ヵ月延期
することになりましたが、明年四月一
日からはこれを実行しなければならぬ
ことになっております。

しかるにこの医療分業実施の可否に
関しては、いまだに論議が絶えず、ある
いは予定通り実施せよとあるいは現行制
度は改めなくてはならぬとあるいは再び
実施を延期せよとかの論が入り乱れて
おります。しかしこの問題は国民生活
に重大の關係のある医療制度の根本に
変更を生ずる事柄でありかつ關係者諸
君の完全な理解と協力とがなければ実
行は困難な事柄でありますから、これ
を事前に調整するといふことの大切な
ことは申すまでもないことと考へます
ので、本案を提出した次第であります。

内容の第一は、医師、歯科医師の処
方せん交付に関する点であります。改
正法においては治療上医師、歯科医師
が直接投薬をする必要のある場合を省
令で定めて此の場合に限り処方せんを
交付しないことになつておりますが、
今回は処方せんを交付しなくても
もよい場合を患者またはその看護者が
処方せんを交付を必要としない旨を申
し出た場合のほか、項目を列挙して限
定しようということとあります。

第二は、医師、歯科医師の調剤に関
する規定に違反した場合の制裁として
定められておる刑事罰を一万円以下の
罰金にいたさうということとあります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成
下さいますことを提案者を代表いたし
まして特にお願申し上げます。

○委員長(小林英三君) 次は、失業保
險法の一部を改正する法律案につ
きまして、西田労働大臣から提案理由の
説明を請います。

○國務大臣(西田隆男君) 失業保險法
の一部を改正する法律案の提案理由を
御説明申し上げます。

失業保險法は、昭和二十二年第一回
国会において、経済緊急対策の一環と
して制定され、その後数回の改正に
よつて、制度の整備拡充が行われまし
た。戦後の困難な経済情勢に対処して
今日までよくその機能を果たしてきた
ところであります。しかるに一昨年末よ
り実施せられましたが緊縮政策に伴い、
失業情勢は悪化し、これが急速な改善
は今直ちに見込まれないのでございま
すが、これに対処する方策の一として
て、給付日数の合理化等を中心とする
失業保險制度の整備拡充をはかり、失
業対策事業等の拡充と相俟つて一そう
効果ある失業保障を行い、もつて失業
者の生活安定に資したいと存する次第
でございます。これが、この法律案を
提出いたしました理由であります。次に
その概要を御説明申し上げます。

第一に、被保険者の当然適用の範囲
を医療、看護その他保健衛生の事業、
社会事業、更生保護事業等に及ぼして
社会保障制度の拡充をはかつた点で

ざいます。失業保険の適用範囲はできるだけ拡大して、雇用関係にある労働者の失業時の生活の保障を定めることが望ましいところであります。この観点よりすでに昭和二十四年の改正において大幅の適用範囲の拡大を行なったのでありますが、今回の改正においては、さらに原始諸産業を除く事業のうち医療、看護その他保健衛生事業、社会福祉事業、更生保護事業等に対して新たに適用範囲の拡大を行おうとするものであります。次に、長期にわたる被保険者であった者に対する失業保険金の給付日数を二百七十日または二百十日とする一方、季節的労働者等が主体となっており短期被保険者に対しては、その給付日数を九十日とすることとした点でございます。従来被保険者が離職した場合に、離職前一年間における被保険者期間が六カ月以上であれば、離職後一年間に一律に百八十日の給付が行われたのでありますが、長期間同一事業主に雇用された者は、離職した場合において、すみやかに再就職することが比較的困難である場合が多く、また長期間保険経済に貢献したという点をも考慮して、十年以上同一事業主に被保険者として雇用されていた者に対しては二百七十日分、五年以上同一事業主に被保険者として雇用された者に対しては二百十日分を支給し得ることにいたしましたのであります。また、最近季節的労働者等短期労働者の失業保険の乱用が目立つて参りましたので、この際乱用の余地を残さないよう一般的に短期被保険者すなわち離職前一年間に被保険者期間が九カ月までである者に対しては給付日数を九十日とし、一律百八十日の給付

制度より生ずる不合理を是正する措置をとった次第であります。次に、失業保険法施行の実情にかんがみて、被保険者の資格の取得は喪失についての政府の確証の取得を設け、被保険者としての権利の保護を厚くするとともに不正受給の防止、保険料収入の確保に資することとしたしました。また、今回の改正に当り被保険者または被保険者であった者の福祉の増進をはかるため必要な施設を設置することについて明確な規定を設けることとしたしました。これは従来失業保険特別会計法の規定等からして設置し得るものとされていたのでありますが、今回これを明確にいたしましたわけでございます。以上が今次改正の主張とすることとでございますが、このほか必要な法令の事務的整備を行い、一そう適正な法の運用をはかりたいと存する次第でございます。

何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

○委員長(小林英三君) 次に、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきまして、西田労働大臣から提案理由の説明を願います。

○国務大臣(西田隆男君) ただいま議題となりました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

このたびの改正は、漁業を新たにこの保険の強制適用事業に加えること及び土木、建築等の事業にいわゆるメリット制度を適用することをその主要点としたしております。

最初に、強制適用事業の範囲を拡大し、総トン数五トン以上の漁船による

水産動植物の採捕の事業を加えた点について申し上げます。御承知のように、労働者災害補償保険は労働者の業務上の災害についての事業主の災害補償責任の裏づけとして設けられた制度でありまして、そのねらいとするところは、業務上の災害をこうむつた労働者に対して迅速かつ公正な補償を行い、あわせて労働基準法に定められた事業主の災害補償責任に基づく負担を分散軽減させようとするところにあるのであります。

この目的に沿いますために、この保険制度におきましては、比較的災害が発生するおそれの多い事業を強制適用事業として保険に加入させることにより災害の危険にさらされる労働者の保護の万全を期するとともに、他方、保険に加入している事業主からは、その事業の属する産業の災害率に応じた保険料を徴収する等の方法によつて負担の公平をはかるよう考慮されております。

であります。しかしながら、従来労働基準法の適用を受けております三十トン未満の漁船による水産動植物の採捕の事業につきましては、災害発生時の危険が相当に高く、また災害が発生いたしましたときは、往々にして相当大規模な災害となるのでありますが、その事業の特殊性及びその特殊性に基づく保険技術上の制約もありまして、現在まで任意適用事業として取り扱われて参つたのであります。それにもかかわらず、漁場等の関係より、これらの小型漁船の活動範囲は著しく拡大され、これに従いまして災害発生時の危険性もますます増大する傾向にありますので、政府といたしましては、かねてこの点につき何らかの措置を講ずる必要を認め、その実情の把握に努めまともに、当

保険におきましても、特に災害発生のおそれのある遠距離水面における漁撈に従事する漁船につきましては、保険に任意加入をするよう強く要望いたして参つたのであります。

たまたま、昨年当初以来北海道近海を初めとして所々に相次いで起りました台風等による大規模な災害の発生を契機といたしまして、関係者の間に漁業を強制適用事業にするようにとの強い要望が高まってきたのであります。

このような事情より、このたび特に災害発生のおそれのある水面において漁撈に従事する総トン数五トン以上三十トン未満の漁船による水産動植物の採捕の事業について、これを強制適用事業に加えることとし、漁業労働者の保護をはかることと、事業主の負担の分散軽減をはかることとしたわけでございます。

次にいわゆるメリット制度を土木、建築等の事業に適用する点でございますが、過去の災害の実績に基づきましてその事業についての保険料の額を増加しまたは軽減する制度でありまところのメリット制度は、適用事業の事業主の保険料負担の公平をはかる上に効果があったのみでなく、過去の災害率が保険料に反映されることに刺激され、事業主の災害防止の関心を高めさせ、この方面におきましてもきわめて大きな成果を上げて参つたのであります。

しかしながら、現在行われておりますメリット制度は、過去三年ないし五年の災害の実績に基づき、個々の事業の翌年度の保険料率を変更するというものでありまして、土木、建築等の事業のごとく、期間の定めのあるいわゆる有期事業につきましては、これを適用

することができなかったものであります。しかるに、一昨年以来電源開発工事等の進捗に伴い、土木、建築等の事業における災害は顕著に増加いたし、昭和二十九年におきましては、当該産業における収支の均衡は著しく破れ、本年度において大幅に保険料率を引き上げざるを得ない結果となつたのであります。かかる事態に即応して、政府といたしましては、従来のメリット制度実施の成果にかんがみ、保険料負担の軽減と公平をはかり、あわせて災害防止の実をあげるため、一般の事業に適用された従来のメリット制度の方式とは異なり、土木、建築等の事業の実態に即するよう、保険給付の額と保険料の額の割合により、確定保険料の額を更正いたし、その差額を追徴または還付する方法によつて、新たに土木、建築等の事業にメリット制度を実施することとしたのであります。

以上二点のほか、保険事業の運営を合理化するために、このたびあわせて改正することとした点につきまして、次に簡単に御説明申し上げます。

第一に、数次の請負によつて行われます事業につきましては、従来その元請負人のみをこの保険の適用事業主として参りましたが、保険料負担の實力のある下請負人がある場合には、この下請負人を事業主として取り扱う方がより合理的と認められる場合も参りますので、かかる下請負人が元請負人と書面による契約で保険料を負担することを引き受けましたときには、政府の承認に基づきまして、その請け負う事業について別個に保険関係を成立させるよう取り扱うこととしたのであります。

ます。

第二に、従来強制適用事業が任意適用事業になった場合に、その保険関係を申請によりまして消滅させるのには、保険関係成立後一年を経過することとを要するものと取り扱われていたのでありましたが、この制度をはずすこととし、保険加入者の便宜をはかることといたしました。

第三に、漁業を強制適用にすることに関連して沈没、滅失、行方不明となつた船舶、航空機に乗り組む労働者の生死が三ヶ月以上わからない場合等に民法の失踪宣告を待たずに、死亡の推定を行うことといたしました。本法の遺族補償費等の規定をすみやかに適用することができるよういたしました。

第四に、保険料の報告及び納付の手續を合理化いたしますためにその期限を調整いたしました。

第五に、追徴金及び延滞金の徴収免除に関する規定を整備するほかその他法規定を整備いたしましたのであります。

以上がこの改正案を提案いたしました理由及びその内容の概略でございます。なお、この改正案につきましましては、労働者災害補償保険審議会及び社会保険制度審議会に法案要綱により諮問いたしましたところ、満場一致で異議なく賛成の答申を得ました次第でございます。

何とぞ御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小林英三君) 以上十議案に對しまする質疑は次回以後に譲りたいと思ひますから、御了承を願ひたいと思ひます。

なお、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法

律案につきましましては、先般各派懇談会等において修正点の御相談をいたしておつたのであります。衆議院の当該委員会等とも目下調整ができるやに聞いておりますから、午後並びにその以後に譲りたいと思ひております。

○委員長(小林英三君) 次にけい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案を議題といたします。

御質疑を願ひます。

○高野一夫君 私はこの法律の実務に當られる政府委員にお考えを伺いたたいのであります。それは三カ年の補償打ち切りをやりましたからあと二カ年の療養給付、場合によつては休業給付を与えることになつておりますが、もしもその二カ年の療養給付を与えた後に、その人がなおかつ全快しないので、しかも實際問題としては何らの仕事にもありつけないような廃人同様の状態に置かれた場合に、これに對してどういうふうにお考えになるか。

○政府委員(富樫一君) お話ごもつともでございます。いわゆる不時の病でございまして、三年、さらに二年の給付を受けましても、なおかつ療養を続け休養を続ける場合も相当あり得ることとでございます。でき得ますればさらに継続して給付をするにこしたことはないかと思ひるのでございます。が、一面におきまして、先に一千二百日分の打ち切り補償金もございまして、最後には十分ではございまいしうが、生活保護法の適用もあるというやうなこともございまして、さしあたりこの悲惨な病氣につきましまして、現行法よりは一步前進という建前で、現実的な保護措置の推進をはかるというのが

この法律の考え方であるわけでございまして、さう御了承いただきたいと存じます。

○高野一夫君 二カ年の療養給付をやつて、なおかつ完癒しないので、全快しないので、しかも、廃人同様の状態に置かれた。これに對しては生活保護法でも適用し得るような場合ならば生活保護法でも適用すると、それ以外にはもはや何らの方法を講ずることも考えられない、こういうことになりませんか。もう本人たちが生活保護法を受けるといふだけでも、あとは各自やるよりほかはない、一般の病氣と同様の状態になるわけですか。

○政府委員(富樫一君) さらにつけ加えますれば、先ほど申し上げましたやうに、打ち切り補償金というものが千二百日分支給されておりますし、またきのうもお話ございました障害年金も支給されるわけで、十分とはむろん言ひがたいけれども、十分とはいふ二つの、病氣に對する一般の傷病に比して特別の保護を加えるということが現実に前進するといふことで本法が立案構成されておるわけでございまして、

○田村文吉君 議事進行について。このまま五分ぐらい休憩されたいのです。

○委員長(小林英三君) いや速記をとめましよう。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始めて。

○榊原亨君 昨日の会が一応労働大臣の御見解についての御開陳を承わつてということと、質疑を継続するといふことでございまして、先ほど大衆大のお話ございましたが、先ほど大衆大の時間でもございまして、ここで休憩を願ひたいと思ひます。

○委員長(小林英三君) それでは暫時休憩をいたします。午後一時から再開をいたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時四十三分開会

○委員長(小林英三君) 休憩前に引き続きまして委員会を開会いたします。けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案を議題に供してあります。御質疑を願ひます。

○國務大臣(西田隆男君) 私から一言委員の皆様にお祈りしたいと思ひます。それは、昨日の社会労働委員会におきまして全額国庫負担の問題について、私が特に全額国庫負担の問題について個人的な見解を申し上げたことは、委員会等における内閣の代表者としての發言としては適當でなかつたと思ひます。その点一つ委員諸君においては御了承願ひたいと思ひます。

それからもう一つの問題は、質疑の過程において、厚生年金との重複する給付の問題に對する私の答弁の中で、言葉が足りなかつた点があつたかと考へます。その意味は、ただ政府として、けい肺法の法律案を策定いたします過程においては、二重給付になるというところの上にこの法律案というものを考へたのだという答弁を申し上げましたことによつて、お尋ね下さつた方の、厚生年金と二重になるから重複する、これをのけたらどうかという御意見をあたかも否定したかのやうにお受け取りになられたかとも考へますので、この現行法下における重複給付という問題についてこれは法的に現在では認められておりませんので、現在の法律の建前から行きますといふ

と、これまた二重に給付する必要はないのではないかという御議論は、一つ一つの御議論であると思ひておりますので、それを決して否定したわけではありませぬけれども、ただこの法律案の決定いたします過程において、政府側の考え方を申し上げただけでございまして、その点も御明いたしておきますから、どうか一つ御了承願ひます。

○委員長(小林英三君) 御質疑を願ひます。御質疑の用意ができるまで私から質問をいたします。

富樫労働基準局長にお尋ねいたしますが、第二条の二号及び第三条にありますが、「けい肺を生ずるおそれがないと認められる政令で定める作業を除く」ということがあるのですが、このことにつきましましては、昨日私から別表第一、第二に關連いたしましたので、おいたのであります。なお、将来のためにたまたまおきたいと思ひますことは、おそれがないと認める尺度、つまりこれはいろいろものはおそれがないという認める尺度、言葉をかえて申しますと、判定の基準、これが現在科学的に判定の基準というものがあつた信賴し得べき測定の方法があるのかといふことをまずお聞きしたい。

○政府委員(富樫一君) このけい肺は遊離けい酸粉じんを原因として発生する病氣でございまして、科学的に申しますれば、遊離けい酸粉じんに関する専門用語で申しますれば、遊離度の問題にかかわるわけでございまして、粉じんの数、あるいは粉じんのこまかさ、あるいは粉じんの中に含まれる遊離けい酸の含有度というものを総合し

たしました限度につきましては、いまだ科学的に十分なる結論が得られておらないのでございます。従いまして本法案におきます粉じん作業を禁止いたしますにつきまして、この限度に、科学的な観点からかわることなく、事実上過去の実績に基きましてけい肺が発生したという事実を中心としてこれを取り上げておるのでございます。従いましてこれをはずす場合におきまして、必ずしも限度にこだわることは適當ではないと考えておるのであります。たとえば、具体的には實際問題として遊離けい酸粉じんがある程度発生しておる場合におきましても、通風の関係開放性の工場あるいはその作業の強度の度合い等を勘案したければなりませんわけでございます。従いましてこの作業につきまして、たとえばモデル・ケースによりましてこの作業のうちの特にこの何と作業というようなものが一般的に遊離けい酸粉じんの出ないところであるというふう

に確認されればそれは一般的に除外いたします、そうでなく個々の工場、事業場におきまして若干の粉じんが立っておりましても、相当長期にわたる粉じん職歴者につきまして健康診断いたしました結果、事実においてほとんどけい肺の発生のおそれがないという過去の実績がございすれば、これをそれに応じて除く具体的な基準は政令で定めることになっておりますが、これは目下専門家の方々の御意見を聞きつつ検討しており、けい肺審議会に付議して最終的に決定するわけでございますが、この政令におきましても、基準をできるだけ具体的にきめますが、さらに最終的には今申しま

した基準がどうしても最後のには抽象的にならざるを得ない場合もあるかと思ひますので、その場合には具体的判定は中央の労働基準局長が認定をする、こういうような立て方になしたいと考えてございます。

○委員長(小林英三君) なお伺います、私の質問については簡単でけっこうですからその要点だけ一つ。

それからこの四十八条に労働基準監督官がそれぞれの事業場に行つてそしてこの遊離粉じんを含み、または含む疑いのある粉じんの測定もしくは検査をするということになっておるのであります。この際に、それらの検査をしたり測定をする場合において何か現在機械的にそれを測定するような装置器具があるのか。また機械器具がなくして、測定する場合において、現在の監督官等の知識においてそれが正確、的確に測定または検査ができるかどうかということについてお伺ひいたします。

○政府委員(富樫一君) 遊離粉じんの測定はなし方につきましては、これは測定機によつて測定するのでござい

ます。従いまして機械もなく個人々々の何と申しますか、いわゆる職人的熟練技能等に依存することはないのであります。しかしながらそれにいたしまして、一つの工場の中のどの場所を選んで測定するか、あるいは風の

ある所、風のない所、あるいは今日は水をまいたけれども、あるときにはたま水をまいてなかったときにはかなりというようなその場所なり時なり条件によりまして、いろいろ同じ機械で検査いたしました結果は違ふ場合があり得るのでございます。そこでこの検査

査の仕方につきましては、率直に申して私個人はしろうとでございます。ところが、粉じん測定に當るべき監督官を集めまして十分なる講習を実施いたしまして、慎重を期させることにいたしてございませう。

それから政令に予定する基準の概略ということでございますが、今ここに持つておられますので、非常に重要な事項でございますので、大体の記憶だけを申しますとかえつて間違つておそれがあると思ひますので、後の機会に先生に申し上げたいと思ひます。

○委員長(小林英三君) さらに伺ふに、先ほどからお尋ねしております適用除外、これは昨日の私の質問に對して、基盤局長から私の了解し得るような回答があったわけでありましたが、この際念のためにほかの言葉でもつてお伺ひしたい。適用除外というところは事業単位でやるのか、あるいは事業場単位でやるのかということについてはっきりした御答を願ひたい。

○政府委員(富樫一君) ある特定の作業につきまして、一般的に除外の場合と、個々の作業場について作業場単位に、あるいはその作業場のうちのこの作業というふうなことで、そういうふう

に除いていく考えでございます。

○委員長(小林英三君) そうすると、今の問題は、事業単位でやる場合もあるし、事業によつては事業場単位に除外する場合もあるというふうな意味で

すね。

○政府委員(富樫一君) さうでございます。

○委員長(小林英三君) それからこの事業並びに事業場の種類によりまして

は、従来何十年間もけい肺というものが出ていないというような事業場または事業もある。これが別表第一号並びに第二号には現に載つてゐるわけでありますが、これらのものはやはり一応は別表第一号、第二号に載つて置いて、そうして労働基準監督官の測定または検査によつて順次に除外して行く、こういうことになるのですか。

○政府委員(富樫一君) 何分にも日本全体から見ますと、非常に複雑な多岐にわたる作業場でございますので、あるいはそこに置いて重篤なけい肺が生ずるようなことがあつては、そうしてそういうものが漏れては困るといふので、やや大率をとつて事業場を指し示さざるを得なかつたことは御了承願ひするかと存するのでございませう、しかしただいま仰せのように、この掲

記した根本的な立場が過去の実績に重点を置いてゐるわけでございます。か

ら、仰せのように過去十年間において出なかつたというふうなところはあ

るん早くこれを把握して、逐次適用を除外する、またこの政令に基く施行規則におきましても、そういうところの事業主の方が申し出られればど

ちらの方から出向きまして、検査をして、はずすものははずしたい、というふうな考えでございます。

○委員長(小林英三君) さらに伺ひたいことは、今の御説明になりましたしたような事業場もけい肺分担金というものは、それが除外されるまではずっと納めていくと、こういうことになるわけですか。

○政府委員(富樫一君) この本法による分担金は、経過的には、本年度の分につきましては、ほぼ事前納付を要

しないので、確定納付、つまり三月から四月にかけて納めるといふふうになしてございませう。従いましてできるだけ早目に問題のないところは適用を除外いたしますれば、最初から全然納付の義務を生じないことになると思ひます。できるだけそういうふうになしたいと考えておるのであります。

もう一つは、この別表の第一から除くということについては、やや心配がある。しかし第二表からはまず除いてもよからうという場合があるかと存じます。そういう場合には、健康診断等の経費等は省略できますが、場合によつては、第一表の方に残るといふような場合には、これは万が一という火災保険というふうな程度で御負担を願ふ場合もあるかと存じます。

○委員長(小林英三君) それから第三

条の算用数字の5ですが、「使用者が指定した」ということがあります。それから「他の医師」というのがありますが、「この使用者が指定した医師」または「他の医師」という医師はど

んな医師でもよろしいのか。

○政府委員(富樫一君) 法律上は医師法にいう医師であればどなたでもよろしいということに一応解釈されるわけでございます。

○委員長(小林英三君) それから労働者は医師の選定の自由を認めてゐるの

であります。その医師の選定の自由を認めた理由は、

○政府委員(富樫一君) これは労働基準法の安全衛生規則にもこういうこととがあるわけでございます。やはりこの医師につきましては患者の信頼感と

無理いやがる医師の診断を受けさせる
という事になりまして、その結果に
つきましてまた別個のトラブルが起る
おそれもあるかと存じまして、いやし
くも医師であれば——あまりそういう
例はございませんが、もし労働者がど
うしてもその方の医師が自分と
ては気に入らないというのであれば
ずから——この場合は自分で経費負担
をする事になります、自分で試験
を、検査を受けて申請するという事
で、これはまあほかの健康診断の場合
との権衡もあるのですが、さよ
うな意味合いでございます。しかしな
がらこの肺につきましては、さら
に考えますに、普通の病氣のように
一般のお医者の中に、少くとも現段階
におきましては十分な診断能力があ
るとは申しかねますので、またしか
しながら、労使間にいろいろの紛議な
り何なりが生じてはなりませんので、
症状の決定というものは、すべて役所
の立場から正式に決定をするというこ
とによって、その間に間違いないきを期
しておる次第でございます。

○委員長(小林英三君) この今の症状
の決定という問題、第五条ですが、地
方けい肺の診断または審査につきま
して症状決定をする場合において、む
ろん医師の誤診というものはあり得る
と私は思うのでありますが、その医師
の誤診というのに対しては制裁規
定は別にならうございますが、あり
ますか。

○政府委員(富樫一君) もしそれに
不服があれば、不服の申請をすること
ができるようになっております。また
この誤診が後に明らかになりますれ
ば、その誤診に基づく処分を既往に向っ
て取り消すわけでありまして、医師の
誤診そのものについての措置は、本法
におきましては特定の規定はなく、一
般の医師の誤診と同様の取扱になる
と解しております。

○委員長(小林英三君) さらに第九條
の作業の転換の円滑の問題ですが、そ
れで事業所内における転換が困難な場
合に政府の責任というものはその際
にどうなるのか。また転換すべき職
場がないために労働者をやむを得ず解雇する
という場合にはどういうふうな責任を持
たれるのかどうか、伺いたい。それか
らもう一つは、職業紹介あるいは職業
補導等の政府の具体的構想がござい
ましたならば承わりたい。

○政府委員(富樫一君) どうしても
同一事業内におきましては転換の道がな
く、やむを得ず離職せざるを得ないよ
うな場合におきましては、政府の責任
をいたしましては、第九條に規定いた
します職業紹介、職業補導、新たな
る技能を身につけさせるというよう
なことにつきまして、特別に、優先的に
手厚く措置いたしますとともに、後
に三十八條の後段に規定しております
ように、たとえば共同作業所あるいは
農場等を経営いたしまして、そこに
収容するという建前にいたしておるの
であります。具体的には、私どもの推
定では、要転換者というものは、大
部分に三三三三三三三三三三三三三
普通年に三三三三三三三三三三三三三
部分は金属山あるいは石炭山というよ
うな大事業所、大企業の従業員でござ
いますので、坑内夫から坑外夫とい
うようなことは事業所内の転換がで
き、従いまして、どうしても離職のや
むなき場面に相当する方々というもの

は、割合に少ないのではないかと考
えておりますので、いざいざいたしま
して、具体的計画は、この本法施行後政
府が全般的に健康診断を実施いたしま
すので、その実施の結果にかんがみ
て、要転換者のどういうところに、ど
ういう地方に、どういう作業、そ
ういったような実情がある程度把握し
てからにいたしませんと、むだなど
ころに、補導所を作つてみたり、む
だなどころに共同作業所を作つてみ
たり、とであつてはならぬので、今後そ
ういふような実情把握と表裏して、有効
な計画を立案したいと考えておるわ
けでございます。

○委員長(小林英三君) それから第二
條の五号に労働者の定義があるの
です。「他人に使用される者で、労働
の対償として賃金、給料その他の報酬を
支払われるものをいう。」。こういう定
義があるわけですから、ところが賃金総額
は、第二十條の三行目に「事業主がそ
の事業に使用するすべての労働者に支
払うすべてのものの総額とする。」。こ
う書いてあるのですが、そこで承わ
りたいと思ふことは、この二十條
の二行目の「すべての労働者」とい
う中は臨時夫であるとか、日雇い労働
者及び適用除外例の職場の労働者とい
うものは私は含んでいないかと思ふ
のですが、含みますか。

○政府委員(富樫一君) この分相
金をかける料率の決定の基礎になる賃
金は、その事業において使用されるす
べての労働者を基礎にいたすのでござ
います。これは全く便宜の措置でござ
います。そうでないといふと、ある会社
におきましては、百人のうち四十人
あるいはその四十何人が翌日には一人

減るとか三人ふえるとかというように
浮動いたしますので、これは労災保
険の保険料徴収の際と同じ賃金総額を
基礎にいたしまして、一人につき九十
銭とか一円とかというふうにした方が
双方ともに非常に便利である、そう
でないといふのは粉じん作業労働者の
賃金名簿を作るのである、そこでそ
れが正しいか正しくないかということ
で監督官の間に無用のなにかござ
ら、この方がよからうということ、か
ように立案をしたわけでありまして、
で、そのために同じ事業でも粉じん作
業の労働者の多寡によつて不公平が
生じやせんかという御議論にもなるか
と思ふますが、もちろん多少の出入り
はあるかと存じます、たとえば、大
きな事業におきましては、大體の
つばな、大まかな比率がござ
るわけでございます。で、先ほどの
に非常な肺の発生のおそれの稀薄
なものは、ですからもう適用を除外
いたします、ですから、この方が官
民ともに便利である、こういう意味
合いから、こういふ意味合いから
よくなつておるわけでございます。

○委員長(小林英三君) 御質問がござ
いましたら。
○高野一夫君 今度の肺の特別措
置で、この肺病としての診断が確
定したのに対して適当な保護の措
置を講ずることとは、まことに必要
でありけつこうなことを思ふので
が、さらに大事なことは、それよりも
事前の肺病にかからない措置であ
らうと思ふ。その措置については、今
度の特別保護法案には何にも書いて
ないのですが、これは労働基準法の四
二条ですか、これによる命令が何
かの肺病にかからない肺にかか
る、粉じん

んなら粉じんの被害を防止する適當な
措置を講ずるという方法です。で、講
じておられますか。それによつて相
当の効果が上つておるとお考えにな
りますか、それを伺いたい。

○政府委員(富樫一君) 御存じの通
り、けい肺に関する対策をいたしま
して、不活の病のほうからつた
者を保護することももちろん大事で
ございまして、今後発生せしめな
いことの方がより重要であるわけ
でございます。従いましてその予
防措置の問題でございまして、
遊離けい酸粉じんだけの防止措
置というものは、今日の段階にお
きましては考えられておらない
のであります。他の粉じん防止措
置、一般の粉じん防止措置、
一環としての遊離けい酸粉じんの防
止措置でございまして、た
だいま先生の仰せになりました基
準法の第五章以下の規定に基
きまして、安全衛生規則の上
に相当詳細な規定が設けられ
ておる。鉱山につきましては、
鉱山保安規則の上にその防止措
置が規定されておる。

そのおもなる対策は二つございま
して、一つは、粉じんの立たない
こと、そのことを防止する策、主
としていわゆる湿式化をはかる
こと、これは今日大企業、特に
鉱山等におきましては相当普及
しておると思ふ。またもう一つ
の措置は、防じんマスク、立つた
粉じんを吸ひないうにすること
でございまして、この防じんマ
スクにつきましても、労働省にお
きまして年々この研究改善を加
え、労働大臣の検定を経た防
じんマスクが作られておるわけ
でございますが、これが年々今
日約十萬生産され

て使用されており、相当の効果を上げておると考えておりますし、今後とも一段の努力を払いたいと考えておるわけでございます。

○高野一夫君 この必要な措置を講じなければならぬということで、いろいろなきまかい規定ができておるわけでありましょうが、それは多くは企業主に対する義務づけになっていろいろのじゃないかと思いますが、そういうことに對し、それが的確によく適正に履行されておるかどうかの監督を嚴重にされているものか、あるいはあまり守られないものか、こういう点について何か処罰の規定でもあるのか。またあるとすれば、監督の結果、これはどうも不良である、不適正であるといふことを摘発されて、戒告なり注意なり企業主に与えられておるような事例でもありますか。

○政府委員（富樫穂一君） この規定の施行は、もちろん一方におきましては実情に即し、小さな町工場に湿式の何百万円もかかるようなことを強要するというような非常識なことにわたらないように注意いたしますと同時に、実情に即したような指導的監督を加え、悪質なものにつきましては処罰をいたしておるのでございますが、マスクにつきましては、先ほど申しましたように、年々十万個を生産し使用されておるので、相当に浸透しておるか存じます。なおこのマスクにつきましては、頭から強要するというだけでなく、また一方におきまして、役所側において研究を加えて、この呼吸度等についての改善を加える必要もあるわけでありまして、阿々相待って事態の改善に努めております。罰則は基準法の百

十九条の中に規定されてゐるのでございますが、この罰則の適用された件数等につきましては、ただいまここに手元にございませんので、いずれ別の機会に先生に申し上げたいと思います。

○高野一夫君 今お話を伺いますと、適当にこれが励行されているやに伺いますが、しからばそれが適当に励行されてこの場合は粉じん、粉じんによる危害の防止が相当成功するのであるならば、毎年々々新規発生のけい肺の患者

といふものはたんに減つてくるが、少くともふえない程度に防止ができておるはずだと考えますが、しかしながら労働省のあるときに出されたる統計によりますと、年々三百何十人ずつはやはり新規けい肺患者が出るような何か見込みの統計になっているように思うのであります。これが年々三百何十人ずつやはり新規の患者が出る、しかも一方においては適正なるこの予防措置を講じているつもりであるけれども、それがうまくいかならば出ないはずじゃないかと考えられるのであります。この辺の關係はどうなんでしょうか、實際問題として。

○政府委員（富樫純一君） なかなかこの作業そのものの性質によりまして、防じんなり湿式化あるいは防じんマスク等が完全なる性能を発揮するところまで行きかねまするので、遺憾ながらこういうものがやむを得ず発生するということでございます。お配りいたしました資料に、年々三百人あまりの発生見込み数をあげておられますが、これは今後の改善の度合いがどういうふうにとの効果を発揮するか、あるいは特に防じんだけでなく配置転換、予防的配置転換等の効果も、将来

は相当大幅に見込まれ得るわけでございますが、差しあたりこの推定数字をあげる上におきましては、従来の推移そのものを基礎としまして、その推移のままで経過すればこういう数字が出る、今後はそういう努力によって相当改善されるであろう、改善されるであろうけれども、数字的にあげることにはやや正確を欠くおそれがあるというので、それは計数的推計数字にはあげなかつたわけでございます。

○高野一夫君 この問題について、最後に大臣の御見解を伺っておきたいと思いますが、私はこういう特殊な病気については、発生後の療養も大事であるが、できるだけ発生を予防する措置を講じられるということの方が特に重視すべき点じゃないかと思えます。そこでその点については、今度の特別措置法案にはなくして、労働基準法なり、まあ根本の、基本の法律による、こういうことになっておりますから、ともすれば、法律が二つになりますれば、これがいすれかがおろそかにされがちな、傾向もないでもないと考えますので、どうか今後、特にこの予

○國務大臣(西田陸男君) 回答えたい
します。ごもっともな御見解でございます
まして、現在の段階におきましては、
安全衛生規則等鉱山保安法による予防
措置を講ずる以外に的確なけい肺、粉
じん吸入をとめるという方法は現在発
見されておりませんために、やむを得
ずこの安全衛生規則と鉱山保安法に
よって取締りをしていくと、こういう
予防措置を講じていくことを考

えておりました、けい肺対策審議会等
においても十分に予防措置に対する研
究をいたしております。また世界的に
もこのけい肺粉じんの予防をいかにす
るかという問題には、各国の学者も研
究いたしておるようでありまして、け
い肺の粉じんを吸入しないで済むよう
な的確な予防方法ができましたなら
ば、直ちにそういう方法に切りかえて
いくことを考えておりますし、政府
といたしまして、できるだけ早く何

とがしてこのけい肺に対する予防措置の完成を目ざして検討を續けておるわけでございます。

○森田義衛君　ちよつと労働大臣にお伺いしますが、現在この法案に対して、前に労働大臣から、これまでの給付に対して上積み分の給付をやるんだと、簡単に割り切つたようなお話がありました。しかも労働大臣個人としては、政府が全面的にこういつたようないろいろな給付はやらせるように努力したのだが、残念ながらそうはいかなかったというふうな御見解の発表があったのですが、そうなりますと、これまで給付を受けております三年間に

は、この厚生年金保険法によるところの障害年金がもらえないのだといったような規定になり、それが三年経過しました後には、まあ今度はおもらえるといった格好になるので、前の三年間とそれからあとの二年間ではもう側においての給付の内容がだいぶ額が違うと、前とあとの関係におきまして、どういう御見解をおとりになるんだか、その点をお聞きしたいと思います。

○**務務大臣(西田隆男)** お答えいたします。前の三年間は雇用が継続してあるという関係において、厚生年金の

適用がないが、あとの二年間は雇用が中断されたという法的な雇用関係に基いて厚生年金の支給の権利義務の関係が発生する、そういう観点に立つて、すでに法律上の雇用関係の中断によって法律上の権利義務の関係が保険契約上発生しておるものを除外する、こういう考え方を、この法案を作るときに私は持っていなかったと、こういうふうなことは私は申し上げたわけでございます。

○森田義衛君　いや、何といひます

か、斬り切った雇用継続関係だけで御説明になることは、これは法律もございますからそれはわかつておるのでございますが、実際の給付の内容が違うのだ、實際因るのは、およそ病気になるすれば、気の毒に完全に不治の病だと焼き印を押されているのだと、そういうった関係で、たとえばこの厚生年金保険法の四十七条ですね、これはなおる場合とかなおらぬ場合とか、いろいろな病氣も想像されて、三年後にこういうった給付があると思うのですが、この病に對しては初めからおらないのだという認定が下されている、そういうった関係もあって、そういう休業給

付がこういった法律的にきめられている、あるいは療養給付もきめられている、そういったものをあと二年間、あとの形の方については同じように延ばしていこうということで、そういった点がある関係からそれはけっこうなんです、あるいはかりに積み立てた金があま既得権としてあるならば、かりに身分が継続しようとしまいと、そういった点で実際にとる側の立場は違っているのである、そうなればこの基本法でいうあなたの御精神からいうならば、あの方を打ち切るか、前の方を

○國務大臣(西田陸男君) 答へたい
します。これは何回もお答へしてまた
おしかりを受けるかも知れませんが、
私がこの法律案の策定に当りまして考
えましたことは先ほどもお答へしまし
たように、この現在のいろいろな法律
関係、経済の情勢、契約というような
ものは、これはかかってもなおらない
、予防法がないというようなことに
関係なくして、一般的に労働基準法に

○國務大臣(西田隆男君) 答へたいいたします。森田さんのお伺になつてゐるのは、二年間の給付を別な意味で延ばしただけでなくて、もっと根本的に三年の給付をやるときから考えるべきじゃないか、こういうお尋ねですか。

○森田義衛君 私に筋が通つていないような感じがするのです。この三年間の間とそれからあの二年間との間に
おきまして、これは別にその他厚生年

しません。

○相馬助治君 質疑が切れたようです
が、どうですか。

○委員長(小林英三君) ちよつと速記
をやめて。

(速記中止)

○委員長(小林英三君) 速記を始めて
暫時休憩いたします。

午後二時三十六分休憩

ければならないのであります。ところがこのけい肺病はこれとは反対でございまして、けい肺病そのものが年々ともにも悪化するといふところにおきまし

また特別な法律によつてごういった不治の病に対してはやつてやるか、どうか私は大臣としてはお立ちになるのが普通ではないかという考えを持つて、いかがですか。

○國務大臣(西田陸男君) 答えたいと思います。これは何回もお答えしてまたおしかりを受けるかもしれませんが、私がこの法律案の策定に当りまして考えましたことは先ほどもお答えしましたように、この現在のいろいろな法律關係、經濟的情勢、契約というようなものは、これはかかつてもおおらない、予防法がないというようなことに關係なくして、一般的に労働基準法によつて定められた法律關係、従つてこのけい肺や外傷性骨髄障害の問題はこれはかからないようにすれば済むが、けい肺の方はかかるまいとしても、それに対する完全な予防措置がございせんので、従つて第四症度に病症が進行してきた場合には、これは死ぬという以外に完全な治療法がないというやうな、まことに悲惨な事業病という一種の国民病的な性格を持つてゐるものであるからして、現在の法律關係その他は、そのものは当然これはそういう特殊なものでない。従つてこれだけに特別に何らかの措置を講じてやらなければならぬと考えて、あわせて、その金額を二カ年間療養の給付をするというこゝで一応まあ結論をつけたわけでございます。森田先生のおっしゃるように根本的にやるべきじゃないかという議論もこれは正しい議論だと思いますが、そこまで考えないで、この法律は作つた、かように御了承願ひたいと思ひます。

○森田義衛君 現実の問題といたしま

答において明らかでございますように、この二つの間の判別診断というものは非常にむずかしいのでありまして、これらの点につきましても今後いろいろな診断の上、取扱ひの上において紛争が起るおそれがあるのであります。また粉じん工場そのものの定義につきましてもいろいろ種々雑多なことでございますし、粉じんそのものを測定する方法につきましてもまだ十分なる科学的根拠を持った確実なものが発見されておらない今日におきましては、この法律の運用において各所においていろいろの問題が起ってくることを私どもは考えておるのであります。また肺と結核との関係におきましても、この両者を区別することができない場合がしばしばあるのでございまして、私ども医学の立場から申しますと、かような点を明らかに法律においてするというのが労働者諸君の利益のために必要だと私は思うのでございします。ただいまの現状におきまして、会期の迫りました今日といたしましては、これらの点を明らかにすることによってかえって労働者諸君の望みでおられるところのこのけい肺病が成立しないという運命に陥るということをお私はおそれております。従いましてこれらの点から申しまして、これらの問題は将来の解決をいたしまして、そしてその運営に当りましては、特に労働省当局の十分なる用意と周到なる注意のもとにこの法律が運営せらるべきであるとは私は考えておるのであります。また当局が新しい病気に對しますところの立法化、たとえば初めて結核予防法ができましたときには、非常に結核に対する関心が高まりまして、

結核にあらざるものをも含めて非常にいろいろの問題が起ったことも私は承知いたしておるのであります。今日ここで初めてけい肺病というものが法律の面に現れて参りました、この立法的処置をすることにしますと、必ずやこの病気が非常に多く多発するということを考えておるのであります。多発いたしまして、それがほんとうのけい肺病であればいいのでございします。そこにいろいろの難点がございしたり、トラブルがございするということにつきましては、私どもはこれをおそれるのでございします。労働省当局におかれましては、特にこの面の運営について十分なる考えがなければならぬと考えるのであります。給付の面につきましても、私どもはこのような病気が一生生涯政府の責任において治療すべきものであると考えます。この考えは今も変わらないのであります。しかしながら今現にその病気が困っておられますところの労働者の患者の諸君は先の百よりも今の五十の方がいいのだ、ことに私も休養給付がもらえませんか、今現に炭鉱の住宅におられるその住宅を追い出されてしまふ、その住宅が今ないので、かような私なども陳情を受けまして、私どもはそれをして、先の百といふことよりも今の五十という方が皆様にとつてよりよいというのなら、やむを得ない。それならば、私どもはこの法案によりまして先の百より今の五十を与えるということが政治の上においても正しいのではないかとこの観点に立つに至つたのであります。これらの点を考えまして、さらにその給付の

面におきまして、わが党の松岡委員が述べた通りになりましたように、今日もなお労働大臣がはつきりとおっしゃいましたように、厚生年金の給付と、それからその他の給付が二重になるといふような問題につきましては、十分これは考へべき余地のある問題とは思ひます。考へてみますが、特けい肺病の特種性にかんがみまして、今後これらの措置が先例とならざるという条件のもとに、私どもはこの厚生年金に於いてもこれを与へべきものと結論に達したのであります。

以上簡単でございますが、先ほどから申しましたような諸点につきましても、またその他質疑応答におきましても、繰り返された種々雑多なるいろいろの問題につきましても、今後の法案はきわめて不備でありまして、今後なおさらに改善を要すべき多々大きな、小さな諸点があることを私は認めざるを得ないのであります。またこの法案によつていろいろのトラブルが起ります。その諸点においては、私は目のあたり今後の紛争を見るのであります。特に先の百より今の五十の方がいいという労働者諸君の切なる御要望にこたえて、わが党といたしましてもしも然るの法案に賛成の意を表するものであります。

○田村文吉君 緑風会を代表いたします。本案に賛成の意見を申し述べたいと思ひます。

このけい肺病に関する法律が検討されて参つたに数年に相なるのでございします。議員立法でもしばしば提案されて参つたのであります。諸般の研究が一応行き届きましたので、このたび政府の提案を見るに至りました。とは同様にたえないところでございします。私はこのまれなる病氣、また外傷性骨髄病にいたしまして、珍しいこの病氣に悩んでいらる不幸な人たちのためにこの法律が制定されるのは当然なことではあると考へまして、この一日も早くからんことをいねがって参つた一人でございます。さて法案を拝見いたします。一、二の私どもとしては不満の点がないではないのであります。しかし大きな目から考へまして、これに對する法案が一日も早く成立することが必要である。この法案の成立につきまして政府の反省を促したいと考へましたことは、この厚生年金と障害扶助関係の法律とが十分の連鎖を持つていなかったようなうらみがあつたことでありまして、これは厚生省と労働省と二つの役所がありまして、同じ保険関係、かような問題につきまして十分に連鎖が行われていないのではないかとこの心配をいたしておるのでございします。今後この点につきましては立法される政府諸公の十分の御関心をお願いいたしたいといふことを希望いたします。

次には、この法案がはつきりとでき上りました場合に、現在でもそうでありまして、これが運用に當りましてけい肺患者といふものは宣告を受けることによつて立ちどころにもう地上に立つていくのでございします。この宣告を受けることには相なる場合が多いのでございします。この宣告運用の上におきまして、これが診断及び治療の宣告等におきましては十分に親心をもつて運用していただくことを私はお願い申し上げます。

以上、政府に御注意を申し上げたい、また希望をいたします。点々申し上げて、法律が、まれなる病氣であるがゆえに必ずしも十分完全な法律ではないと思ひながらこの法案を一応通して、もし今後不足の点があるならば修正をされていつたらよろしいと、かように考へまして賛意を表する次第であります。

○相馬助治君 私には右派社会党を代表いたします。ただいま議題となつておりまするけい肺及び外傷性骨髄障害に関する特別保護法案——衆議院修正議決にかかる案に對しまして賛成の意思を表明するものでございします。

御承知のようにこのけい肺並びに外傷性骨髄障害は現在の医学においてはその治療に關して未解決の分野が非常に多く、従つて有効適切な化学療法はいまだ発見されないというのが定説であるばかりでなく、他産業におきまする職業病と一種異なつておられます。これは、この職業を離れても病勢はいよいよ進展するといふ特殊の症状を持ちます。この点、肺結核との合併症を来たしやう性質がありまして、その死亡率が著しく高く、きわめて人道的にも大きな問題となつておるのでございします。しかもわが国においてはこのけい肺症に罹病する労働者の数は従来きわめて多いのでございまして、この対策に關しましては従来も世界的関心を呼び、このけい肺対策については国際會議が三回も開催せられ、わが国も代表を出してこの運動に賛成してきたといふ実情から見まして、この問題を解決することは社会的、人道的影響が広範囲に及んでいふという意味合

いからその対策は緊急にしてかつ重大なるものがあるとながら感ずるものでございませう。内容は必ずしも満足するものではございせんでしたが、今回政府が本法案を国会に提案せられたことに關しましては、わが党は率直に敬意を払うものでございませう。同時にこの修正案が本院に回付せられるや、その法案の内容その他につきまして自由党の議員諸君、緑風会の議員諸君からそれぞれの疑義があつたにもかかりませう、会期の点をにらみかつ本法が対象とする特殊な職業病に特別の愛情を感ぜられた緑風会並びに自由党の委員諸君が、それらの議論を最終的には引つ込めて衆議院修正案に同意されたという態度に對しましては、これまた心からなる敬意を払うものでございませう。どうか政府は、この法律の立法趣旨にかんがみられまして、その運用の万全を期せられたいと思ふのでございませう。

特にわが党として一言触れたいと思ふますことは、けい肺に對しましてはともかくといたしまして、外傷性骨髄障害につきましては、海上労働に従事する船員にも発生する事態が当然予想せられ、現在も患者があるものでございまして、本法にこのものを適用しなかつたといふことは一つの誤りであらうとわれわれは考へるのでございませう。果せるかな衆議院におきまして、本法の修正可決に際しまして、船員法適用の労働者に對しましても本法の趣旨に沿つたような措置がなされるべき旨の付帯決議がなされ、政府はこれに對して善処する旨の答弁があり、本院におきまして、不肖私の質問に對しまして、運輸省船員局長並びに厚

生省、労働省、それぞれ政府より積極的な善処をする旨の答弁があつたのでございまして、私はこの答弁に多くのものを期待する次第でございませう。以上申し上げまして、わが党は本法案に對しまして賛成の意思を表明するものでございませう。

○吉田法晴君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、ただいま議題となつておりますけい肺及び外傷性骨髄障害に關する特別保護法案に關して賛成の討論をいたすものであります。けい肺問題は世界的に取り上げられましたのは二十世紀の初頭であり、世界的に問題になりましてからここに五十年がたつております。さらに南ア連邦において法律が制定されましたのが一九二二年、イギリスにおいて立法を見ましたのが一九一八年、わが國においては昭和五年飲業法公布防疫規則において初めてけい肺が業務上の疾病として取り上げられたのであります。が、當時はよろけとして、今日ほどけい肺といふ病氣の実態が認識されず、そうして法上十分の保護なくして今日に參つたのであります。戦後昭和二十三年當時の労働科学研究所長陣橋博士を中心としたけい肺対策の準備會ができ、金屬鉱山復興會議でけい肺対策委員會の発足があり、二十三年本院に對して鉱山労働者のけい肺対策に關する建議が提出されたのが國會に對します最初の要請であつたかと思ふのであります。自來國會のたびごとにけい肺特別法制定の要望の請願書が続いて參りまして、衆議院においても、十三國會から委員會において対策小委員會が設置せられて研究調査されて參りましたが、當院においても赤松労働委員

長の當時、けい肺問題について調査し立法の必要があるといふことで委員會で取り上げ、けい肺病院の見學調査等が進められて參りました。續いて昭和二十六年であつたと思ひますが、十三國會當時労働委員長のものにおいて全会一致で參議院として特別立法をすべきであるといふ決定を見ました。その後この労働委員會の決定に基きまして、當時の労働専門員室、あるいは當院の法制局において立法の手續を進めて參りまして、十六國會に同僚議員の賛成を得て議員立法として提案をいたして參りました。その十六國會における法案の提出をいたしました際にも、このけい肺問題が人道的な問題であり、そうして粉じん作業場においてけい肺にかかりました者がけい肺と診斷をされまして後においては、十分な入院その他の処置もできないままその進行が行われ、あるいはけい肺と診斷されてもなお収入減をおそれて働き続けるといふ事態がございまして、當時の三度の傷病等に至りますといふと、多く結核を併發して、ただ死期を待つばかりといふ状態がございまして、そこで院が調査を進めて參ります間に、特別立法を急ぐべきであるといふことで、同僚議員の多数の、これは半分を越す署名もいただきましたが、立法をいたしました案は私どもとして必ずしも十全であるとは思ひませんでしたけれども、同僚議員の意向も參酌いたしまして、御審議願える案を作つたものでございませう。十六國會において當時スト規制法が審議されたのでございませうが、その過程において同僚議員の御同情、御理解をもちまして継続審議にすべきだといふ決定がなされまし

た。そうして十九國會において、財政支出を伴ふことであるし、政府提案としてこれは提出せらるべきである、特別法として立法することの必要はお互に認めるけれども、予算の關係もあつてこれは政府提案になさるべきだといふ御要請がございまして、政府はけい肺対策審議會等を通じてその意見の取りまとめに努力をせられて參りました。その間労働省においても、三年の労働基準法の適用期間は五年に直すべきであるといふ議論も一応内定を見たやうでございまして、私どもの最初の案には三年の労働基準法を五年に延べるといふ点を重要な内容として提案をいたして參りました。その後けい肺対策審議會の意見もあり、政府において今國會にけい肺及び外傷性骨髄障害に關する特別保護法案として提案せられるに至つたわけでありませう。

そこで顧みますといふと、參議院といたしましては、二十六年以来四年の日月をけみしたのであります。その間における同僚議員の理解と同情、政府の努力についても、私どももここに敬意を表しなければならぬと思ひます。が、出て參りました法案は、あるいは転換給付の点についてもつと考へなければならぬといふ衆議院の要請もございませうが、私どももそういう意見を持っております。あるいは病院も鬼怒川のはか、あるいは秋田、あるいは北海道等にはけい肺病院が既設せられましてたけれども、なお今日の一万九千、二万に近しい肺患者を収容するに對しては不十分でございませう。しかも、この治療方法の確定的なものがないといふ今日においてけい肺病院の増設の急務なるは私が申し上げるまでもないこ

とでありまして、歴代の労働大臣もその点は十分に御認識になつておることだと思ふのであります。が、病院あるいは診療、診斷、あるいは治療等について、さらに格段の措置が講ぜられなければならぬと思ふのであります。あるいは就労施設につきまして予算措置を講ずること、あるいは議員立法の中にあります平均賃金についてそのスライド制の実施を要すること、あるいは先ほど同僚相馬委員からも指摘がなされましたけれども、船員法適用の労働者に對して本法の均衡のとれるような法的措置を講ずる等、幾多法案について改善を要する点がございませう。あるいは政府の施策についても、今後拡充をせらるべき点があり、あるいは予算措置について増額せらるべき点等が多々あることはこれは何人も認めるところでございませう。この法案の成立を機會にいたしまして一層のけい肺対策が講ぜられ、予防措置も徹底をいたしまして、何よりもけい肺患者が不治にして、そしていたすらに信仰に待つばかりといふ現状が打開せられて、罹患者が少くなり、あるいはかかりました者は軽度の段階において十分な転換がされるやうに法案について、多少経営の中で転換が不可能な場合に、あるいは経営の外にほうり出されるのではないか、あるいは外において就労施設を設け職業教育をやつても、今日の場合においては経営の外において仕事につき得ないのではないか、こういう心配もございませうが、それらの点等にさういふ心配がないやうに経営の努力もさることながら、その転換就労先について十分な措置が講ぜられまうに要望をいたしたいと思ふのであります。

これらいろいろございますけれども、六年の長きにわたって参議院で要望して参りました、あるいはその成立を期待いたして参りました肺特別立法に、外傷性骨髄障害に関する規定をつけ加えまして、今日ここに審議を終り、この院を通過することになりましたことについては感慨無量なるものがございまして、幸いにいたしまして関係者の御努力によって、御理解によって、ここに法案が成立するに至りましたことについて心から敬意と賛意を表するものであります。

今後の法の運営あるいは法の改善、けい肺対策の十全なる措置については、特に政府に要望をいたして賛成討論を終るものであります。

○有馬英二君 私は民主党を代表いたしました、けい肺及び外傷性骨髄障害に関する特別保護法案につきまして心から喜びを禁ずることができないのであります。しかもこれがたゞいまま同僚委員からもお話がありましたように、長年希望されておって、そうして再三問題になりながら今日まで成立しなかつたところの法案である、その法案がわが民主政の内閣の時代にでき上つたということが一つ、しかもこの法案を審議にかけられる理由になりました労働大臣が、特に鉱業家であるところの西田氏が大臣であるというときにこれが通過したというようなことは、これは非常に意義が深いことであると私は思います。

私は今から約二十五、六年前に初めて日本でけい肺というものを研究した人間でありまして、けい肺がどういう工合に結核と違ふか、また結核と合併するものであるかということを北海道

で炭鉱並びに鴻之舞鉱山で多数の患者であるいは坑夫について研究をした一人でありまして、その後の研究を持ってドイツへ参りまして、ドイツの鉱山並びにけい肺病院等を視察をして参りまして、帰つて鉱山監督局に、その当時は鉱山局でありましたが、けい肺の予防について進言をしたことがありまして、そういふいきさつがありまして、私はもうよほど前からこのけい肺の予防並びに治療及びこれが法制化ということを非常にこゝろがたつておつた一人であります。おそらくここにおいでになるとなれたよりも私が一番その点においては古いかと考えております。しかしながら当時私どもは一介の研究者であつたがために、こういうことにはほとんど手を尽すことができなかったものであります。今日この法案ができ、本院を通過するに當りまして、私は私の年来の、多年の私の希望が達せられるといふことを考えまして、ほんとうに心からその喜びを禁じ得ないのであります。

ただし、先ほど同僚各位からも指摘されましたように、法案そのものの内容、これはまだ不完全なところがたくさんありますし、わが国の労働行政におけるけい肺の予防並びに治療機関に対する施策は、はなはだもの足りないものがたくさんあります、かねがねここにたゞいまいけい肺病院の院長をしております大西君などと私は絶えずそのことについて語り合つておる一人であります。こんなやうなことで、私個人といたしまして、特にこの法案の通過といふことを非常に心から敬意を表するものであります。なおこのけい肺の法案がもっと改善され、特に

けい肺にかからないやうな施策をこれからもっと真剣に行ななければならぬ。またけい肺病院が今のやうな貧弱なものになしに、もっと完備したものが各所にできなければならぬと私は考えておる一人でありまして、どうぞそういう点につきまして労働省におかれましては、この法案の通過というばかりでなしに、今後の行政の上において一新生面を開かれまして、さらに鉱業方面の労働者のために、あるいは工員のために最善の方法を尽されるように進みたいものと私は考えておるのであります。心から私は賛成するものであります。

○長谷部ひろ君 私は無所属クラブを代表いたしました、本案に賛成をいたします。

けい肺及び外傷性骨髄障害は特殊の業務上の疾病でございまして、労働者が職場においてこの病に冒され、再び健康体になることを得ないままに死に至る最も悲惨な病気でございまして、これら特殊の業務上の疾病には、一般の業務上の疾病に対する対策のほかには、特別の保護を与えて患者の生活の安定をはかることは人道的に当然なことであると思ひます。給付の面につきましても、いまだ十分とは思われませんが、現段階におきましては、この程度でもやむを得ないと思ひます。この程度でもこういふやうな理由によりまして本案に心から賛成をするものでござい

ます。

○委員長(小林英三君) これをもちまして討論は終局したものと認めます。それではこれよりけい肺及び外傷性骨髄障害に関する特別保護法案を採決いたします。本案を原案通り可決す

ることに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林英三君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議におきまして口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他の手続につきましては、委員長に御一任をお願いいたし存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議がないものと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられた諸君は、順次御署名を願います。

多数意見者署名

加藤 武徳	高野 一夫
相馬 助治	山本 經勝
横山 フク	吉田 法晴
阿具根 登	長谷部ひろ
有馬 英二	高良 とみ
谷口弥三郎	森田 義衛
田村 文吉	常岡 一郎
柳原 亨	山下 義信

○委員長(小林英三君) なおこの際お諮りいたします。

理事補欠互選を行いたいと存じます。前理事加藤武徳君の補欠互選をいたしたいと思ひますが、前例によりまして、委員長の指名に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。それでは委員長より加藤武徳君を指名いたします。

暫時休憩をいたします。

午後四時十二分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

七月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は七月十六日)